

組合員の皆様へ

令和5年度 被扶養者(家族)資格の確認調査の実施について

毎年、実施しております被扶養者資格確認調査については、マイナンバーを利用して実施させていただきます。

1. 被扶養者確認対象者

20歳以上の被扶養者(家族)(令和5年度中に20歳に達する者を含む)ただし、次の方は除きます。

- ①令和5年4月1日以降に、新たに被扶養者に認定された方
- ②令和6年3月31日までに、後期高齢者医療制度に移行するなど、被扶養者の資格を喪失される方
- ③令和6年3月31日までに、資格を喪失される任意継続被保険者の被扶養者の方

2. 調査方法

※マイナンバーを利用し、収入等の情報入手いたします。

- ・実施時期 令和5年6月から令和5年8月まで
- ・実施方法 健保組合が情報連携から収入等の情報入手しますので組合員様の事務手続きは、ございません。

※国のマイナンバー活用の政策により、健保組合は情報連携機関を通じて、住所情報・給与収入等の情報入手することが、認められております。

なお、確認調査については隔離された場所で行い、プライバシーポリシーに従い情報管理に十分留意いたします。

【確認調査の結果、年収が認定基準額を超えた方について】

令和5年10月1日付で、被扶養者より認定除外(削除)となります。
事業所の健保担当者様から被扶養者異動届を提出していただきます。

※厚生労働省からの通知により、コロナワクチン接種業務に従事した医療者(看護師等)の方で、ワクチン接種業務に対する給与収入が増大し、収入が一時的に増え、年収が認定基準額を越えた場合は、一律に被扶養者の認定除外の手続きは行わず、個別に対応させていただきます。

- この場合は、勤務先の事業主様等から交付された収入増加についての証明書のご提出をお願いする予定です。

参考)認定基準額

60歳未満・・・年収 130万円未満

60歳以上及び障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者
・・・年収 180万円未満

医療費適正化のため、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

静岡県自動車販売健康保険組合
電話 054-286-5295
担当 業務課 村上

